

# 航空身体検査証明の有効期間(平成24年4月1日交付～)

技能証明	改正前	改正後		
		運航の態様	年齢	有効期間
定期 運送用 操縦士	6月	①:②又は③に該当しない場合	年齢関係なし	1年
		②:旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	40歳未満	1年
			40歳以上	6月
		③:航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合(②を除く)	60歳未満	1年
			60歳以上	6月
		事業用 操縦士	1年	①:②又は③に該当しない場合
②:旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	40歳未満			1年
	40歳以上			6月
③:航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合(②を除く)	60歳未満			1年
	60歳以上			6月
自家用 操縦士	1年			①:自家用操縦士で認められているすべての運航の態様
		40歳以上 50歳未満	2年又は51歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間	
		50歳以上	1年	
准定期 運送用 操縦士	規定 なし (新設)	①:②に該当しない場合	年齢関係なし	1年
		②:航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合	60歳未満	1年
			60歳以上	6月

○心身の状態から、必要と認める場合には、上記有効期間を短縮できる規定を設定。なお、有効期間の短縮は、原則として国土交通大臣が行い、指定医は国土交通大臣の指示に基づき短縮する。

○「年齢」とは、航空身体検査証明の起算日(=交付日)における年齢とする。

○航空身体検査証明の有効期間満了日の45日前から当該期間が満了する日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、新たな航空身体検査証明書の交付日から従前の航空身体検査証明の有効期間の満了日の翌日より起算して改正後の有効期間を経過するまでの期間とする。

○身体検査基準については、新設の准定期運送用操縦士は第一種身体検査基準が適用される。また、一等航空士及び航空機関士は、第二種身体検査基準が適用されることとなった。その他は、現行どおり。(定期運送用操縦士及び事業用操縦士は、第一種身体検査基準適用。自家用操縦士は第二種身体検査基準適用。)